

令和 8 年第 2 回

高森町議会 6 月定例会会議録

令和 8 年 6 月 1 1 日開会

令和 8 年 6 月 1 9 日閉会

高 森 町 議 会

6 月 1 1 日 (木)
(第 1 日)

令和8年第2回高森町議会定例会（第1号）

令和8年6月11日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

10番 佐伯 金也君

1番 白石 豊和君

日程第 2 会期の決定

（1）会 期（9日間）

自 令和8年6月11日

至 令和8年6月19日

（2）会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
6月11日（木）	本会議	議案審議
6月12日（金）	本会議	一般質問
6月15日（月）	休会	産業厚生常任委員会
6月16日（火）	休会	総務文教常任委員会
6月17日（水）	〃	水資源対策特別委員会 議会広報特別委員会 議会運営委員会
6月19日（金）	本会議	委員長報告・採決

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
（高森町税条例の一部改正）

日程第 5 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
（高森町国民健康保険税条例の一部改正）

- 日程第 6 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 7 年度高森町一般会計補正予算)
- 日程第 7 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 7 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算)
- 日程第 8 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 7 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算)
- 日程第 9 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 7 年度高森町介護保険特別会計補正予算)
- 日程第 10 同意第 1 号 高森町固定資産評価員の選任について
- 日程第 11 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 12 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 13 報告第 1 号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
- 日程第 14 報告第 2 号 事故繰越しに係る繰越計算書の報告について
- 日程第 15 議案第 40 号 高森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について
- 日程第 16 議案第 41 号 高森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第 17 議案第 42 号 令和 8 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 18 議案第 43 号 令和 8 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 19 議案第 44 号 令和 8 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 20 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | | | |
|-----|----------|------|---------|
| 1 番 | 白石 豊和 君 | 2 番 | 武田 栄喜 君 |
| 3 番 | 児玉 幸之助 君 | 4 番 | 佐藤 武文 君 |
| 5 番 | 甲斐 節男 君 | 6 番 | 後藤 巖 君 |
| 7 番 | 牛嶋 津世志 君 | 8 番 | 後藤 三治 君 |
| 9 番 | 本田 生一 君 | 10 番 | 佐伯 金也 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（14名）

町 長	草村 大成 君	教 育 長	古庄 泰則 君
総 務 課 長	岩下 雅広 君	会 計 課 長	緒方 久哉 君
税 務 課 長	二子石 誠 君	農林政策課長	津留 大輔 君
健康推進課長	今村 親助 君	生活環境課長	眞原 友紀 君
政策推進課長	村上 純一 君	建 設 課 長	土井谷 顕 君
住民福祉課長兼TPC事務局長	芹口 孝直 君		
教育委員会事務局長	住吉 勝徳 君	総務課長補佐兼総務係長	本川 宰 君
財 政 係 長	児玉 明 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	石田 昌司 君	議会事務局係長	久保田 一也君
--------	---------	---------	---------

開会 午前１０時００分

—————○—————

○議長（牛嶋津世志君）おはようございます。

会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いいたします。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）おはようございます。

令和８年高森町議会第２回定例会の開会に当たり、御挨拶を申し上げます。

議会の皆様におかれましては、大変お忙しいところ本定例会に御参集いただき、お礼を申し上げます。

さて、本定例会では６月１日の人事異動を得て、新たな執行部体制の下挑む最初の議会となります。冒頭に御紹介させていただき時間をいただきましたことに関しまして、お礼を申し上げたいというふうに思います。今回の人事異動は、特に業務執行の停滞を防止するということと決算の確実性、そして、これはどのパターンでもそうですけど、引継ぎの充実というところを狙いにしたものでございます。年度当初から草村町政１６年目、最後でありますし、議員の皆様も４年目ということで、当初からの事業執行を円滑に進める、確実な予算執行と決算を期すため、予算の編成段階から深く関与したその執行状況を熟知した職員が新年度、つまり今年の４月１日のスタートダッシュを確実なものとして、期末の決算期においては通常よりも約１か月間の引継ぎ期間を設けることで、職員一人一人の心理的負担も軽減できるのではないかなというふうに考えております。事務の引継ぎにおけるリスク管理が強化はできるのではないかなというふうに思っております。今後も職員の方々が安心して業務に取り組められる環境をより整備していきたいというふうに考えております。

さて、振り返りますと、４月は熊本地震から１０年の年月がたったわけでございます。本町におきましても議会の議決をいただきまして、高森駅において約１か月間にわたりライトアップというところを実施させていただきました。派手にライトアップというよりも静かに震災からの復興への歩みを振り返るとともに、やはり災害というか、こういう熊本地震、大きな災害も含めて、地震も含めて、決して風化させることなく、防災の意識を高めるためにも必要であるということで実施をさせていただきました。１０年と早いなというところですけど、現場を思い出しましても決して忘れることはありませんし、より防災・減災への取組というところを強化していきたいというふうに考えております。

また、５月には松本文部科学大臣が高森中央小学校、そして、高森高校を御視察なされたわけでございます。これは非常に小学校と高校を視察されるというのは珍しいのではないかなと思いますが、高森中央小学校では、やはり高森町が全国で非

常にトップランナーで走ってるデジタル学習基盤の活用状況について、そして、高森高校では、全国初の公立高校のマンガ学科の取組について熱心に御視察をなされました。非常に御理解をされてたのではないかなと思います。特にマンガ学科につきましては、高市内閣の成長戦略17項目の一つに位置づけられております。ですので、大臣も非常に熱心に質疑応答、質問、そして、実際、生徒たちとお話をされたわけでございます。国としても成長戦略17項目の一つにこのコンテンツ、特に漫画、アニメ、映画を掲げられておりますので、コンテンツ産業における人材育成と海外展開を支持するということで明記されております。ですので、担当大臣は小野田さんですけど、やはり学びというところで松本大臣も視察されたのではないかなというふうに思っております。大変、教育長の御説明にありがたいお言葉をいただいたわけでございます。さらなる町としては教育環境の整備に努めていきたいというふうに考えております。

さて、6月4日は梅雨入りしたわけでございますし、直後に高森町防災会議が予定されておりましたが、台風6号ということで延期というふうになりました。今回の議会最終日の19日に改めて高森町防災会議を開催をいたしまして、新たな防災気象情報がありますので、そういうところも踏まえて再確認というところをやりたいと、情報の共有というところをやりたいというふうに考えております。あらゆる災害に、よりスピード感があって実効性がある体制の構築をしっかりと強化しながら、議員の皆様からも御意見をいただきながら、全力で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

さて、本定例会で御提案申し上げますのは、条例改正及び令和7年度補正予算の専決処分の承認6件、同意1件、人権擁護委員推薦に係る諮問2件、予算繰越に伴う報告2件、条例改正などの議案3件と一般会計及び特別会計の補正予算に関する議案3件を提案をいたしております。御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。御挨拶といたします。

○議長（牛嶋津世志君）どうもありがとうございました。

本日の出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第2回高森町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付しております議事日程のとおり行います。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（牛嶋津世志君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、佐伯金也君、1

番、白石豊和君を指名いたします。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（牛嶋津世志君）日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。会期は、５月８日に行われました議会運営委員会において、本日
６月１１日から６月１９日までの９日間と決定しておりますが、これに御異議はあ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。よって、会期は、本日６月１１日から
６月１９日までの９日間とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第３ 諸般の報告

○議長（牛嶋津世志君）日程第３、諸般の報告を議題といたします。

３月定例会後に行われた諸般の報告を、各委員長からお願いいたします。

まず、議会運営委員会の報告をお願いいたします。議会運営委員長、後藤巖君。

○議会運営委員長（後藤 巖君）おはようございます。６番、後藤です。議会運営委員
会から閉会中の委員会の報告をいたします。

令和８年５月８日午前１０時より、第３・第４委員会室にて、本定例会の会期日
程を協議、６月１１日から６月１９日までの９日間とし、一般質問通告期限を６月
３日午前中と決定しました。

続いて、６月４日午前１０時より、第３・第４委員会室にて、委員会を開催、続
いて、６月１０日午前９時半より、第３・第４委員会室にて、委員会を開催しまし
た。

本定例会期中の内容ですが、まず、一般質問の通告者は２名、協議の結果、質問
は通告順とし、１０番、佐伯金也議員、６番、後藤巖議員の順番にて質問、一般質
問日は６月１２日と決定しました。

続いて、各常任委員会ですが、総務文教常任委員会は６月１６日に付託案件審議、
その他の報告事項、産業厚生常任委員会は６月１５日に付託案件審議、その他報告
事項、１６日に現地視察を開催することと決定しました。各特別委員会、議会運営
委員会は６月１７日開催としております。最終日は１９日、両委員会に付託された
案件の審議、採決報告、特別委員会の報告があります。

続きまして、本定例会の上程議案内容を審議しました。本定例会には議案１７件
が上程されております。議案番号順に、承認第３号から承認第８号までの専決処分
の承認を求めることについては当日採決、同意第１号、高森町固定資産評価員の選

任については当日採決、諮問第1号、諮問第2号は、これも当日採決、報告第1号、報告第2号についても当日採決、議案第40号、高森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正については、実情に似合う宿泊料及び手当の変更、増設であり、常任委員会でも説明をされていることより、当日採決としました。

続いて、議案第41号も当日採決、議案第42号、和解については、議会全員協議会で説明されているため、当日採決としております。議案第43号、令和8年度高森町一般会計補正予算については、両常任委員会へ付託、議案第44号、議案45号の各特別会計補正予算については、産業厚生常任委員会へ付託と決定しました。

また、陳情を1件受付しており、議席配付としております。

昨年に引き続き、6月定例会、予定の9月定例会はクールビズ対応ということにしておりますので、御理解よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）次に、総務文教常任委員会の報告をお願いいたします。総務文教常任委員長、後藤巖君。

○総務文教常任委員長（後藤 巖君）6番、後藤です。総務文教常任委員会の閉会中の諸般の報告をいたします。

5月29日午前10時より、第3・第4委員会室にて常任委員会を開催しました。

主な議題としては、各課・局の事業進捗状況、実績報告、本定例会に上程予定の説明を受け、情報を共有する目的で行いました。

まず、総務課からですが、総合センター改修について説明を受けました。当初予算で事業上程され、可としている事業ではありますが、前日の入札締切で電子入札より29日が開札でしたが、全ての業者より辞退申出があり、不調に終わったと報告がありました。ちなみに業者数は9社とのことです。これから課内で協議を行うが、状況として物価高騰、資材入手不安はこれからも予想されることであり、予算内でできる限り改修を先に進める方法や、1階、2階に分けて発注する方法など検討したいと報告を受けました。今後の見直しが不透明なこと、現在はプレハブで業務を行っている農林政策課、社会福祉協議会の事務所移転もあり、予算内での改修、追加工事発注にて完成を目指す方向は委員全員で理解をしました。ただ、予算が約9億の事業でもあり、議員全員にも現状と今後の取組について逐次報告を行うことを要請しました。なお、6月4日に議会全員協議会にて、議員全員に報告が行われております。今回の事象は、今後の建築工事に多大な影響を及ぼす事例であり、子育て支援センター、高森中央学園義務教育学校計画、町営住宅建設など、予想される事業の再度見直しも検討されるのではないかと考えます。特に財政が絡むことで

もあり、各課・局におかれましても十分協議をしながら計画に取り組んでください。

次に、本定例会に上程予定の議員及び職員、町長の費用弁償等に関する条例の一部改正の説明を受けました。現行の条例は、平成20年10月1日に制定されたものであり、旅費が実情に合っておらず、基準額を超える場合は実費で支払う項目と宿泊手当の夜数（夜の数）に応じ、一夜当たり2,200円を支払うこととし、現状に対応するという説明を受けました。委員会としても以前より旅費日当の変更を提言しており、改善はなされるものと考えます。

続いて、政策推進課より令和7年度たかもりポイントカード事業実績報告を受けました。加盟店舗は、初年度60店舗より84店舗へ増加したこと、ポイントの利用実績は付与月の利用が圧倒的に多いことが報告されております。特に昨年12月に給付した期限限定2万ポイントについては、ほぼ12月と1月で多くが利用されており、効果は高いものだと思われました。

また、利用者は、10歳代から80歳代までが高い利用率であるという資料をいただいております。今後の展開としては、カード取得者へのアプリダウンロード率が低いことの改善、チャージ機能付与の許認可が金融事業者以外の団体、法人への許可のハードルが高いことより、今、見直しを含め対応中であり、これにつきましては、遅くとも秋までには実施をしたいという報告がありました。

また、令和7年度ふるさと納税額についての説明がありました。納税額は寄附額は35億1,280万となり、過去最高額となっております。返礼品のベスト3は、米、馬肉、キャンプ用品とのことです。どの自治体も似た返礼品がある中で、ここまでの数字をたたき出した担当課課員、そして、マッチング会社には感謝を申し上げます。今後も取り扱いの競争は激化するものと想定され、返礼品の確保や他町村との差別化を図るため、産業支援補助金などを創設し、事業者へ出すことにより安定した寄附を確保できるよう、他市町村の事例も研究するように意見が出ております。

委員会室での会議終了後、高森中央小学校へ移動しました。時間が合えば、令和8年度高森町公開授業を見学する予定でありましたが、時間が間に合わず、今回の12月4日に案内を受けることとしました。

また、体育館の外壁が落下したことにより危険性を伴うため、予備費を使い緊急修繕対応中の現場を実際に見ながら説明を受けております。落下物確認後、即バリアケード設置し、立入りを禁止、工事終了後も一部交通規制にて通行を禁止するなど対策を取り、工事自体は6月末までに終了予定と現地にて報告がありました。一番大事なのは生徒の安心安全を守ることであり、追加修繕であろうが、生徒を守ること、ここに注視をして今後の対応に当たってほしいと申し入れております。

以上をもちまして、閉会中の総務文教常任委員会の報告を終わります。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）次に、産業厚生常任委員会の報告をお願いいたします。産業厚生常任委員長、後藤三治君。

○産業厚生常任委員長（後藤三治君）おはようございます。８番、後藤です。産業厚生常任委員会の諸般の報告をいたします。

３月定例会終了後、閉会中の産業厚生常任委員会を５月２５日午後３時より、第３・４委員会室において、委員全員出席の下、生活環境課関係の町営住宅の集約建て替えについて、公営住宅に係るＰＰＰ／ＰＦＩ導入事業の実施報告書を使い、現状までの報告を受けました。このＰＦＩとは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力、ノウハウを活用して行う手法であります。また、設計施工、維持管理、運営を分離分割発注ではなく包括的に実施し、合理化、効率化を図るものであります。これまで町内建設事業者や不動産等事業者、金融機関、農協、議会、役場職員で構成する委員で、３回の検討会を開催し、今回の実施報告書を作成したとのことであります。同計画では、老朽化した町営住宅の建て替え予定地が中川原団地となっておりますが、町内に点在する空き地も建て替えの対象地としたいとの説明がありました。委員からは、実績報告書の成果、策定した基本構想の集約建て替えの基本的な考え方で示されているとおり、老朽化が進行し、町内に分散している町営住宅７団地を利便性の高い場所へ集約し建て替えを行う候補地は、生活利便性に優れる中川原団地となっていることから、その方向で事業を進めていただきたいとの意見が出されました。ＰＦＩ事業で進めた場合のスケジュールでは、令和１３年４月供用開始が想定されておりますが、集約後の跡地問題や建設価格の高騰による諸問題等もあることから、議会全員に対し情報の開示に努められたいとの意見が出されました。

また、この常任委員会の前に、午後１時３０分から、高森町アグリセンター運営協議会を開催され、令和７年度の実績及び令和８年度の取組につき協議したことを申し添えます。

以上で、産業厚生常任委員会の閉会中の諸般の報告といたします。

○議長（牛嶋津世志君）次に、議会広報特別委員会の報告をお願いいたします。議会広報特別委員長、後藤巖君。

○議会広報特別委員長（後藤 巖君）６番、後藤です。閉会中の議会広報特別委員会の報告をいたします。

委員会開催を令和８年４月８日、４月１５日、４月２３日に開催、５月１２日、議会広報「絆」第１００号を発送をしました。

第100号は、創刊100記念号として、表紙は創刊号から10号刻みで掲載し、数字の100をイメージした表紙としております。

また、現議長を含む歴代6名の広報委員長より寄せ書きをいただきました。

また、議会広報「絆」発行当時の委員で佐伯議員より、議会広報「絆」の由来の原稿を併せていただき、掲載をしております。原稿を寄せていただきました皆様、忙しいさなか、投稿いただき誠にありがとうございました。ぜひ、当時の思い出など書かれておりますので、御一読いただけたらと思います。

最後に、武田委員の提案で、町内の郵便局に議会広報紙を置いていただけるようになりました。本広報紙を置いていただける企業、団体を募集しておりますので、よろしくお願いします。

また、委員のほうからも企業、団体のほうにお願いに上がるかもしれませんので、そのときは対応よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、議会広報特別委員会の報告を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）以上で、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（高森町税条例の一部改正）

○議長（牛嶋津世志君）日程第4、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。税務課長、二子石誠君。

○税務課長（二子石 誠君）おはようございます。承認第3号で報告いたします専決第2号、高森町税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に交付され、同年4月1日から施行されることに伴い、高森町税条例も同日に施行する必要があるため、専決処分により改正を行ったものでございます。

主な改正内容について御説明いたします。

まず、個人住民税につきましては、令和8年度地方税制改正で、所得控除等の見直しがあったことに伴い、必要な改正を行っております。

次に、固定資産税の免税点については、家屋の課税標準となるべき額を20万円から30万円に、償却資産については150万円から180万円に改めております。

次に、軽自動車税については、三輪以上の軽自動車を取得する際に課税されていた環境性能割の廃止に伴い、関係する規定の削除及び種別割の名称を軽自動車税種別割から軽自動車税に改めております。

そのほか上位法の改正に伴い必要な改正を行っております。

以上、主な改正内容について御説明申し上げました。御承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて採決をいたします。この採決は簡易採決といたします。

お諮りします。本件について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（高森町国民健康保険税条例の一部改正）

○議長（牛嶋津世志君）日程第5、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、今村親助君。

○健康推進課長（今村親助君）おはようございます。承認第4号で提案いたしました高森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和8年4月1日から施行されたことに伴い、専決処分にて改正を行ったものでございます。

今回の改正は、主に令和8年度から新たに子ども・子育て支援金制度が創設されたことに伴うものでございます。子ども・子育て支援金制度とは、全ての世代や職域の皆様に支援金を搬出いただき、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付など子育て施策の拡充に充てるもので、子供や子育て世代を社会全体で支える制度となっております。これに伴い、本町におきましても地方税法等の改正を受け、医療保険者として国民健康保険税に当該支援金分を参入し、賦課徴収するための条例改正となっております。賦課の条件としましては、所得割額として基礎控除後の総所得金

等に0.26%、均等割額として被保険者1人につき1,400円、18歳以上の被保険者均等割額として18歳以上被保険者1人につき100円を賦課するものとなっております。

その他の改正といたしましては、負担能力に応じた保険税負担を求める国の方針に従い、医療分の課税限度額を66万円から67万円に引き上げを行っております。低所得世帯の保険税軽減の見直しでは、軽減する所得判定基準について、5割軽減の被保険者に要する金額を30万5,000円から31万円に、2割軽減の被保険者に要する金額を56万円から57万円に引き上げ、基準の緩和を行うものでございます。

以上、主な改正内容について御説明申し上げましたが、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。この採決は簡易採決といたします。

お諮りします。本件について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度高森町一般会計補正予算）

○議長（牛嶋津世志君）日程第6、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）承認第5号で御報告いたします令和7年度高森町一般会計補正予算（第11号）について、御説明を申し上げます。

専決しました内容は、3月31日、3月末に確定しました地方交付税やふるさと

応援寄附金に伴う最終調整等行うものでございまして、歳入歳出それぞれ3,265万7,000円を減額し、予算の総額を108億7,265万4,000円とするものでございます。

7ページをお開きください、第2表、地方債補正につきましては、地方債を活用して実施する各事業におきまして、事業費が確定したことに伴い、借入額が変更になった分について、それぞれの限度額を補正をいたしております。

続きまして、歳入の主なものについて御説明をいたします。

11ページをお開きください。第1款町税から14ページ、第11款地方交付税までの各種交付金、交付税につきましては、年度末に交付決定通知等がありますので、実際に歳入で受け入れた額に合わせるための補正を行っております。

続きまして、14ページをお開きください。第11款地方交付税につきましては、普通交付税の追加交付決定と3月の一番最後になります3月末の特別交付税、特交の交付決定により2億3,855万2,000円を増額をいたしております。特別交付税につきましては、地域おこし協力隊等々に係る交付額が影響しておりまして、高森町への最終的な特別交付税措置、いただける金額が約3億6,420万円となりました。

続きまして、2ページをお開きください。第18款寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金及び企業版ふるさと納税、寄附金等の状況に応じて補正を行っております。

また、第19款繰入金につきましては、各種基金を活用して実施する事業について事業費の確定に伴い、それぞれを計上しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

26ページからが歳出になりますが、全体にわたりまして年度末における最終的な調整をしております。なお、説明欄に財源組替とあるものは、補助金や地方債の最終確定に伴い財源を変更したものととなります。

47ページをお開きください。第12款諸支出金につきましては、各基金、高森町が設置してる基金への積立金を補正をいたしました。このうち町の財布である財政調整基金につきましては2,097万1,000円を積み増し、また、ふるさと応援基金につきましては、令和7年度、昨年御寄附をいただいた中から返礼品等の経費を差し引いた分として、総額約16億円を積み立てることとなります。なお、令和7年度末時点での財政調整基金残高が約25億7,000万円、ふるさと応援基金残高が約19億円程度になる見込みです。

また、ふるさと応援寄附金を財源といたしまして、また、企業版ふるさと応援寄附金、この二つを原資とした各高森町に今基金を作っております。約五つの基金に

合わせまして、私が手元で計算する、確定ではないんですが、約１１億円ぐらいはあるのではないかなと思っておりますので、単純に言いますと約３０億円ぐらいは財政調整基金残高以外であるというふうに考えております。

また、その中から今年議会のほうに提案をして、決議をいただいた分は使っていきたいというふうに考えております。と同時に、４月からまた新しくふるさと応援寄附金もそうですが、企業版ふるさと納税、クラウドファンディング等々、働きかけておりますので、同時並行でやっていければいいかなというふうに思っておりますのでございます。

以上、専決しました内容について御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようお願いをいたしまして、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。４番、佐藤武文君。

○４番（佐藤武文君）４番、佐藤です。

これは専決ですので仕方がない部分もあるんですけども、ちょっとお伺いをしたいと思います。

３８ページ、農林水産業費、林業費の林業振興費、ここでもともと間伐材安定供給対策事業費補助金、これは確か令和７年度の当初は１，４４５万円負担金補助及び交付金として計上してあったと思いますが、今回、６８１万７，０００円、４割を超える額が減額されます。この減額の理由を伺うとともに、今後、補助事業者との連携をどうされていくのか、そのあたりの回答をいただきたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）農林政策課長、津留大輔君。

○農林政策課長（津留大輔君）今回、補正で上げております減額分につきましては、当初予算と実際の実績との差額を減額しているものでございます。この内容につきまして、引継ぎを受けました内容ベースでの回答となりますことを御了承いただきたいと思います。

この事業につきましては、事業を実施する経営体が森林組合とＮＰＯ法人が行っております。今回、減額に当初予算との差額の原因につきましては、現在、手元に資料がございませんので、正確な回答を差し控えさせていただきまして、この議会会期中に何らかの形で回答を差し上げたいというふうに思っております。なかなか林業も当初計画していた事業内容がそのまま全て実現できなかったということだと思っております。今後につきましては、事業を実施する経営体と山林の所有者との連携を密にしまして、当初予算ベースで精査を行いまして、このような減額が発生しないように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

この採決は簡易採決といたします。

お諮りします。本件について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、承認第5号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第7 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度高森町国民健康保険特別会計補正予算）

○議長（牛嶋津世志君）日程第7、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、今村親助君。

○健康推進課長（今村親助君）承認第6号で御報告いたします令和7年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、令和7年度の国民健康保険事業費が確定したことに伴い、専決処分にて補正を行ったものでございます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算から1億922万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,834万3,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入につきましては、国民健康保険税や県の補助金、繰入金等の額の確定に伴う補正を行っております。

10ページをお開きください、歳出につきましては、第2款保険給付費の額の確定に伴う不用額の減額が主なものであり、最後に、13ページ、予備費において収支の調整を行っております。

以上、今回、専決処分しました補正予算について、その概要を御説明いたしましたが、御審議いただき御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。４番、佐藤武文君。

○４番（佐藤武文君）４番、佐藤です。

１０ページ、保険給付費、療養諸費が一般被保険者療養給付費、一般被保険者療養費、審査支払手数料、合計で１億２７３万４、０００円減額になっております。療養費が減ったということは喜ばしいことではあるんですけども、これは何か原因があると思うんですけども、どういうことがあったのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）健康推進課長、今村親助君、自席からどうぞ。

○健康推進課長（今村親助君）保険給付費の減額につきましては、佐藤議員もおっしゃったように、喜ばしいことではございます。その詳細について私がちょっと十分に調べておりませんので、この会期中にまた御回答いたしたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）今、今村課長がお答えしましたように、大変喜ばしいことです。

これは議会の議決でいただいた事業も含めて、これまでその前の課も含めて取り組んできたこと、現場の人も一生懸命取り組んできた事業数々、また、それに従事していただいた職員の皆様、関係団体の皆様、そして、何と言っても町民の皆様の参加意欲等々も含めて効果があったのではないかというふうに私自身は考えております。

また、先ほど佐藤議員が御指摘いただいた農林の事業、間伐の事業なんですが、私が知る限りは、あまり行政がしっかりそこは議員がおっしゃるように指導しなければいけないんですが、実際、森林組合、ＮＰＯ法人の非常に人手不足が大きな要因、ただし、それは町としては言い訳はできないぐらいの割合が減っておりますので、今後は特にＮＰＯに関しては間口を広げて、いろんな形で相談を受けて、実際、やっていくことができるかということも判断して、議会にしっかり金額を上程したいというふうに思っております。森林組合の皆さんにおかれましては、非常に人手が足りないところをよく言われますが、実際、そうかなとも思いますが、やはり森林組合と密に連絡を取って、民間のＮＰＯ法人さんにはしっかり現状を把握して、今後上程していきたいというふうに思っております。前向きに捉えてあきらめることなく、また議会にもお願いしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから、承認第6号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
この採決は簡易採決といたします。

お諮りします。本件について承認することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、承認第6号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第8 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算）

○議長（牛嶋津世志君）日程第8、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、今村親助君。

○健康推進課長（今村親助君）承認第7号で御報告いたします令和7年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、令和7年度の後期高齢者医療事業費が確定したことに伴い、専決処分にて補正を行ったものでございます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は既定の予算に113万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,174万9,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入につきましては、歳入全般にわたり額の確定に伴う補正を行っております。

8ページをお開きください。歳出につきましても同様に額の確定に伴う補正を行い、最後に予備費において収支の調整を行っております。

以上、今回専決処分しました補正予算について、その概要を御説明いたしました。が、御審議いただき御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから、承認第7号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
この採決は簡易採決といたします。

お諮りします。本件について承認することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、承認第7号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第9 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度高森町介護保険特別会計補正予算）

○議長（牛嶋津世志君）日程第9、承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、今村親助君。

○健康推進課長（今村親助君）承認第8号で御報告いたします令和7年度高森町介護保険特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、令和7年度の介護保険事業費が確定したことに伴い、専決処分にて補正を行ったものでございます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は既定の予算に533万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億4,152万3,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入につきましては、介護保険料や補助金、交付金、諸収入の額の確定に伴う補正が主なものでございます。

9ページをお開きください。歳出につきましては、保険給付費等の確定に伴う不用額の減額が主なものであり、最後に予備費において収支の調整を行っております。

以上、今回専決処分しました補正予算について、その概要を御説明いたしました
が、御審議いただき御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから、承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
この採決は簡易採決といたします。

お諮りします。本件について承認することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、承認第8号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

お諮りします。ここで暫時休憩をいたします。11時15分から再開したいと思います。よろしくをお願いします。

—————○—————

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

—————○—————

日程第10 同意第1号 高森町固定資産評価員の選任について

○議長（牛嶋津世志君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第10、同意第1号、高森町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

ここで税務課長、二子石誠君につきましては本人案件となりますので、一時退場をお願いいたします。

（税務課長 退場）

○議長（牛嶋津世志君）本件について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）同意第1号で御提案いたします高森町固定資産評価員の選任について提案理由の説明を申し上げます。

今回の選任は、6月1日付の人事異動に伴い、新たに税務課長となりました二子石誠氏を高森町固定資産評価員に選任するものです。

地方税法第440条第2項の規定により、固定資産評価員は固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから町長が議会の同意を得て選任することとされているため提案するものでございます。御審議の上、御賛同いただけますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから、同意第1号、高森町固定資産評価員の選任についてを採決いたします。

この採決は簡易表決といたします。

お諮りします。本件について承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、同意第1号、高森町固定資産評価員の選任については、同意することに決定いたしました。

税務課長、二子石誠君の議場への入場を許可いたします。

（税務課長 入場）

-----○-----

日程第11 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（牛嶋津世志君）日程第11、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて御説明を申し上げます。

現職の人権擁護委員の佐藤謙二氏は、4期12年にわたり人権擁護行政に御尽力、御協力をいただいておりますが、その任期が令和8年9月30日をもって満了するため、その後任として高森町大字高森2296番地8、本田五男氏を推薦するものであります。同氏は人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任者であり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、御説明を申し上げましたが、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから、諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。この採決は簡易表決といたします。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１２ 諮問第２号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（牛嶋津世志君）日程第１２、諮問第２号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）諮問第２号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、御説明申し上げます。

現職の人権擁護委員の後藤政藤氏は、３期９年にわたり人権擁護行政に御尽力、御協力をいただいておりますが、その任期が令和８年９月３０日をもって満了するため、その後任として高森町大字矢津田１１９２番地、伊藤貴美恵氏を推薦するものであります。同氏は人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任者であり、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、御説明を申し上げましたが、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから、諮問第２号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。この採決は簡易表決といたします。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 報告第1号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

○議長（牛嶋津世志君）日程第13、報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。総務課長、岩下雅広君。

○総務課長（岩下雅広君）こんにちは。すみません、説明の前に1件、この繰越計算書の修正をお願いいたします。第3款民生費、第1項、事業名といたしまして介護基盤緊急整備特別対策事業となっておりますが、介護基盤の後の「緊」という字を一文字消していただくようお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

それでは、報告第1号で御提案いたしました繰越明許費に係る繰越計算書の報告について提案理由の説明を申し上げます。

令和7年度高森町一般会計予算の繰越明許費は、別紙、令和7年度高森町繰越明許費繰越計算書のとおりでございまして、令和8年度に繰越をいたしましたので、地方自治法施行令第146条、第2項の規定により報告をいたします。

繰越しました内容につきましては、いずれも令和7年度当初予算から補正予算（第10号）について御説明している事業でありまして、総額3億6,842万5,000円であります。

主な事業につきましては、第7款土木費の高森駅周辺無電柱化事業としまして約1億7,400万円と掛干線道路改良事業といたしまして5,000万円でございます。その他合わせまして9件の事業につきまして、令和8年度へ繰越したものでございます。各事業とも早期の完了を図ってまいります。

以上、報告といたします。

○議長（牛嶋津世志君）本件は報告事項であります。質疑があれば質疑を許可いたします。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告については終了いたしました。

-----○-----

日程第14 報告第2号 事故繰越しに係る繰越計算書の報告について

○議長（牛嶋津世志君）日程第14、報告第2号、事故繰越しに係る繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。総務課長、岩下雅広君。

○総務課長（岩下雅広君）報告第2号で御提案いたしました事故繰越しに係る繰越計算書の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

事故繰越しに係る繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告するものでございまして、別紙、令和7年度高森町事故繰越し繰越計算書に記載しております第7款大畑橋橋梁架替事業について、1,777万5,000円を令和8年度に繰越をいたしております。なお、詳細につきましては、事業担当の建設課長より御説明申し上げます。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）建設課長、土井谷顕君。

○建設課長（土井谷 顕君）こんにちは。報告第2号、事故繰越しに係る繰越計算書の詳細な内容について御説明申し上げます。

事業内容は、国の補助事業で道路メンテナンス事業を活用した大畑橋橋梁架替事業でございます。こちらは令和4年度、事業に着手し、令和5年度から橋梁架替工事を実施しておりまして、令和7年度までに橋梁下部工工事が完成しております。

繰越の経緯でございます。令和6年度に橋梁下部工工事に着手いたしましたが、工事の中で下部工工事の橋台設置に伴い掘削した斜面が安定せず、斜面を安定させるグラウンドアンカー設置に時間を要したため、令和7年度に繰越をし、さらに令和7年8月の豪雨により工事用道路が被災し、不測の日数を要し、溪流保全工事の完了が遅れたため、上部工工事予算を令和8年度へ繰越すものでございます。

現在、上部工工事については発注済みでございまして、工事の完了は10月末を予定しております。

以上、事故繰越しに係る繰越計算書の詳細な説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）本件は報告事項でありますのが、質疑があれば質疑を許可します。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号、事故繰越しに係る繰越計算書の報告については終了いたします。

—————○—————

日程第15 議案第40号 高森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について

○議長（牛嶋津世志君）日程第15、議案第40号、高森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長、岩下雅広君。

○総務課長（岩下雅広君）議案第40号で御提案いたしました、高森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

この改正は、高森町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例と高森町長等の給与及び旅費に関する条例及び高森町職員等の旅費に関する条例の三つの条例について一部改正を行うものでございます。

具体的な改正内容につきましては、近年の経済社会情勢の変化に対応するとともに、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことを考慮した旅費の見直しを図るため、宿泊に係る旅費を実費支給としまして、宿泊を伴う旅行に必要な諸経費に充てるための旅費として、1夜当たり2,200円の宿泊手当を支給するという改正を行うものです。この条例の一部改正等につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があることから、今回、御提案するものです。

以上、御説明申し上げましたが、御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから、議案第40号、高森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案について賛成の方は起立お願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。ありがとうございます。

したがって、議案第40号、高森町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

————○————

日程第16 議案第41号 高森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を

定める条例等の一部改正について

○議長（牛嶋津世志君）日程第１６、議案第４１号、高森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉課長、芹口孝直君。

○住民福祉課長兼ＴＰＣ事務局長（芹口孝直君）こんにちは。議案第４１号で提案しました、高森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法第４３条第３項並びに児童福祉法第３４条の８の２第２項及び第３４条の１６第２項の規定により、高森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、高森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、高森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高森町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めるに当たっては、内閣府令を参酌して定めることとされているところ、児童福祉法の一部改正をする法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令が施行されたことに伴い、高森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、高森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、高森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び高森町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、それぞれ一部を改正する必要があります。何とぞ御審議いただき御決定賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。６番、後藤巖君。

○６番（後藤 巖君）ちょっと質問なんですけども、この上位法の政令、そのところからいわゆる改正ということについては、私は別に問題ないと思ってます。ただ、この文言の中で、地域限定保育士という名前がよく出てきます。これ確か昨年１０月からか、制度化された保育士の資格だと思うんですけども、これにつきまして、例えば、今現在、高森町で地域限定保育士さんの数があるのかいないのか。そして、この保育士を自治体が認定するわけですけども、認定するに当たって、筆記試験及び実地があると思うんですが、そういう要項が決められてるかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）住民福祉課長、芹口孝直君、自席からどうぞ。

○住民福祉課長兼ＴＰＣ事務局長（芹口孝直君）質問内容につきましては、地域限定保育士のことについてになりますが、こちらは当町で把握する限りはいらっしゃらな

いです。

また、この地域限定保育士ですが、通常の保育士試験よりもハードルが低いということで、なぜハードルが低いかというと、実技試験が免除されるということになっております。

また、3年間の実務期間を経験することで、通常の保育士として全国で働けるというような内容になっております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質問はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから、議案第41号、高森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案について賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。

したがって、議案第41号、高森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第17 議案第42号 和解について

○議長（牛嶋津世志君）日程第17、議案第42号、和解についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉課長、芹口孝直君。

○住民福祉課長兼TPC事務局長（芹口孝直君）議案第42号で御提案しました、和解についての御説明を申し上げます。

相手方は個人の方となります。本議案は、本年5月7日に、損害賠償請求事件に係る和解勧告を熊本地方裁判所阿蘇支部から受領し、その後の6月2日に、相手方との和解が成立したことにつきまして、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を経る必要があることから提案するものでございます。

事件の概要としましては、町が児童虐待に関する相談対応の過程において、個人情報をも不適切に取り扱ったと相手方が主張し、令和7年4月2日に、相手方から熊本地方裁判所阿蘇支部へ訴状が提出され提訴されたことから、町が控訴したもので

ございます。令和7年8月25日の第1回公判から計5回の公判が行われ、審議が進められてきましたが、本年6月2日に、熊本地方裁判所阿蘇支部から訴訟代理人である弁護士を通じて、和解条項案が示されたものでございます。和解案は、相手方が損害賠償請求を求めた金額330万に対して、その後の審理経過を踏まえ、解決金として10万円の支払い義務が、被告である町にあることとするものでございます。その他の事項につきましては、記載されてるとおりでございます。このことを踏まえ、訴訟代理人である弁護士との協議の結果、和解金額及び和解条項は妥当なものとして、この和解を受け入れることとした次第であります。

以上、概要説明をいたしました。御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）討論なしと認めます。

これから、議案第42号、和解についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案について賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋津世志君）全員起立です。

したがって、議案第42号、和解については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第18 議案第43号 令和8年度高森町一般会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第18、議案第43号、令和8年度高森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）議案第43号で御提案いたしました、令和8年度高森町一般会計補正予算（第1号）について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,596万6,000円を追加し、予算総額を88億5,110万円とするものでございます。

予算書の5ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正としまして、高森中央学園義務教育学校整備事業として23億7,750万円を設定しております。

予算書6ページをお開きください。第3表、地方債補正としまして、熊本県から示されました過疎債ソフト分の限度額が変更となったことから、一次協議の額に合わせて増額をしております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

予算書10ページをお開きください。第15款国庫支出金、3項国庫委託金ですが、生成AIパイロット校事業委託金として100万円計上しております。こちらの事業は、お手元に概要書がありますが、概要書のスライド1番、いつもの番号の1番ですね、この1番をもって説明をさせていただきたいと思います。この事業は、文部科学省の委託事業活用をいたしまして、生成AIを伴走者とした学校運営の質的転換を図るものです。具体的に言いますと、手元の資料に年間ロードマップが明記されてると思いますが、学校の教職員さんが授業研究会や公開学習会に参加するということによって、AIの活用による学校運営や外部対応に対しての効率化を実現したいと。そして、逆にそれで余った時間というのも、時間を作ることができたその時間を児童生徒と向き合う時間に充てる質的転換ということを図りたいというふうに考えております。今回の委託事業では、当初予算に計上しております研修旅費等が対象となります。

続きまして、13ページから歳出になりますが、お手元の今の概要書を基に御説明を差し上げたいと思います。今、1番の御説明をしましたので、次のページの2番の事業を御説明したいと思います。スライド番号2番、概要書の2番です。生活応援物価高対応ポイント手当給付事業（第2弾）について御説明をいたします。

この事業は、昨年12月に実施をいたしました物価高対策のポイント手当事業の第2弾として実施の必要性があるというふうに現時点では判断をして予算計上をさせていただきました。その理由は、さらなる円安の方向に向かっているということに加えて、ついこの間まで予想もしてなかった国際事情の変化、つまり中東情勢によって、今後さらなる物価高が言われてるし、考えられるというふうに思っております。その際、町民の方の負担軽減、これは当然、行政として考えなければいけないということで、それであるならば、町の中でぐるぐるお金が回るたかもりポイントカードによる給付ということが私たちがやっていっていることであります。その結果が町民の負担軽減と地域経済の活性化につながるというふうに考えております。

また、同時に、もう議員さん御存じだと思いますが、先般、ついこの間、国の補正予算が成立したと思います。これは国も中東情勢に関する国民の負担軽減策として1,000億円の重点支援地方交付金が計上されております。

また、多分、これではなく、これ以降も国の補正もまた考えなければいけないのではないかというお声も出てることも事実でございますし、国の動向をやはり見極

め、つまり、国民に対する負担軽減策が必要という国のこの動向を見極め、素早く町民の皆さんに支援、バックアップができる予算を確保させていただきたいというお願いでございます。この詳細に関してましては、今後、国が出す重点支援地方交付金の内容やその他の国の施策、そして、同時に、一番は、先ほど述べましたように、円安に伴う、また、国際事情に伴う物価高の情勢を見極めながら、具体的な給付額を最終決定していきたいというふうに考えております。

続きまして、スライド番号3番、ふるさと応援高森町グリーンツーリズム観光資源創出事業補助金について御説明いたします。これは自然景観を活用し、グリーンツーリズムの促進を図るための事業でございます。これ概要書に記載したとおりでございます、内容が。今回、新たに1件を追加するため、250万を追加計上させていただいたということです。当初予算と合わせて4件の1,000万円を予定しております。

続きまして、番号4番、ふるさと応援文化事業負担金について御説明いたします。こちらの事業は、令和4年から継続して開催されてる南阿蘇村との合同の事業でございます。今年の当初予算にはちょっと間に合わなかったんですが、新たに南阿蘇村と同時に100万円を計上するものでございます。これは南阿蘇クラシックコンサート実行委員会を令和6年度から立ち上げておりますので、今後、南阿蘇村、高森と重要な文化事業となっていくますし、令和8年度も去年まで参加された方からのお声として、継続してほしいという声が非常に多いところで予算計上させていただきました。

スライド番号5番に移らせていただきます。高齢者等熱中症対策エアコン設置費用補助たかもりポイント付与事業について御説明をいたします。この事業は、当初予算で上げさせていただきました、高齢者や乳幼児等の熱中症対策を、熱中症弱者、この方たちに対する対策をやらなければいけない世帯に対して、新たにバージョンアップをしたいということで補正を組ませていただいて、今、議会に提案させていただいております。これは去年もそうですけど、今年も気候変動が非常に夏が危険なレベルまで上がってきますし、今の予想でも非常に高まるんじゃないかというところでございます。比較的県内でも高いところにある高森町においても、一日中を通して非常にお年寄りの方にとっては危険な暑さになってるのではないかなというふうに思います。そのことから、当初予算においてエアコン設置補助事業を実施したところですが、非常に好評でありまして、すぐに予算消化をいたしました。

また、同時に物価高と現在言われてるエアコンの調達が今後はさらに厳しくなるだろうと、さらに値段が中身のエアコンの部品もそうですけど、これが少し変更になって、すごく高くなるだろうという予測が出ております。それも踏まえて、ここ

は判断として、さらに追加をして議会にお願いをしたいということで予算計上をいたしました。ただし、今回、補助金というよりも町内の中でお金がぐるぐる回るように、ポイント事業として実施をしたいというふうに考えております。事業費として新たに1,000万円を計上をいたしております。

続きまして、スライド番号6番、ふるさと応援ロアッソ熊本高森町農畜産物PR事業につきまして御説明をいたします。この事業は、高森町の農畜産物を対外的にPRするために、ロアッソ熊本の情報発信力を活用する事業ということです。この事業は、ロアッソ熊本ユースの寮に対して、高森町の農畜産物の提供をこれまでも実施しております。これは平成30年の協定締結から高森町出身者がロアッソに入った場合に実施をしてきております。今年も高森町出身者が入寮されておりますので、計上をさせていただきました。

続きまして、番号7番のふるさと応援健康公開講座事業第1弾について御説明をいたします。この事業は、先行して実施してる自治体で非常に好評ということです。実際、私も内容を聞きましたし、現場に行っても聞いてまいりました。熊本の中で権威的に言われる非常に有名な先生が、住民の方にしっかり講義をしていただくということです。非常に分かりやすい、特にがんの講座を開催するものでございます。第1弾として、男性特有のがんである前立腺がんの講座を実施するものでございます。がんに対しては早期発見、早期治療が非常に重要であることですので、日常生活でこういうところで気をつけなければいけない。また、現在の医療の検査、治療について、先行自治体もそうでしたが、専門医2名をお招きして講演会を実施する予定でございます。そのほか、体の測定会や企業展示等を予想しており、企業からのバックアップをいただきたいというふうに思っております。町を挙げて健康増進を図ってまいりたいというふうに思っておりますし、第1弾と銘打っておりますので、第2弾、第3弾と、ほかの自治体もやるようですので、非常にそこで好評であれば、高森町の町民の方にも聞いていただきたいというふうに思っております。

続きまして、スライド番号8番、ふるさと応援農畜産業高温対策事業について御説明いたします。この事業は、御承知のように当初予算で計上いたしておりましたが、現在、非常に暑いということで、申請者がもう問い合わせが殺到しております。今回、新たに300万を追加計上するものです。今回の補正と合わせて総額は600万ほどですが、予定をいたしております。

スライド番号9番、ふるさと応援地下水保全農業施設整備事業について御説明いたします。この事業は、野積み堆肥による地下浸透の防止や臭いの対策をやるものです。堆肥の仮置き場をコンクリート舗装する農業者への補助を行うというものです。これは昨年度制定をいたしました高森町地下水保全条例において地下水の適正

な保全のための施策を講じるように定められております。今回の事業では、コンクリート舗装に対し9割、50万円を上限として補助を実施し、合わせて臭気対策を義務づける予定でございます。事業費の総額は10件分の500万円を予定をいたしております。

以上、今回御提案しております補正予算について、概要書をもって御説明を差し上げさせていただきました。御審議の上、御決定賜りますようお願いをいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯ですが、ただいま町長のほうから丁寧に補正予算についての御説明がございました。より一層、住民の方たちにも知っていただくためには、皆さんたちの小まめな質問等も必要になってくると思います。できれば昼食を間に入れてからの質疑に入っていただくといいかなと思うんですが、皆さん方の御意見をちょっと聞いていただきたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）今、佐伯議員から提案がございましたが、執行部のほうでスケジュール等に余裕がありますか。大丈夫であれば、暫時休憩をしたいと思います。それでは、午後13時から再開したいと思います。よろしくお願いします。暫時休憩に入ります。

-----○-----

休憩 午後0時02分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番、佐伯でございます。

3月に当初予算を計上されてから間もないということで、まだまだ本事業、なかなか入っているにしても、特に管理職の方たちが異動がありました関係で、一息ついておられるんじゃないかなと思いますけれども、今回の補正予算について、若干、聞かせていただきたいと思います。

先ほど町長のほうから概要書によって説明がございました。1ページ目の国・県補助活用事業で文部科学省生成AIパイロット校事業なんですけれども、100万組んでございます。このほとんどが旅費であります。97万7,000円ということであります。逆に生成AIのパイロット校事業ということであるならば、リモー

ト研修というのは大体想定されていなかったのかなということを考えます。私が監査として毎月いろいろと中の諸表を見させていただいておりますが、教育委員会は非常に研修や出張が多いというふうに見受けております。その間が教育業者に対して教育長なり事務局長なりが出ていくことが多いということになってくると、代理者の方たちが大変な目に遭われておるんじゃないかなと思いますけれども、そういうことで、今回のパイロット校事業に関して100万円の研修旅費97万7,000円ありますけれども、100%出なければいけないものなのかということをお聞かせをいただきたいと思います。

それと、生活応援物価高対応ポイント手当給付事業第2弾ということで1億2,000万組んでございます。大変これは町内の町民の皆さん方にも好評であります。

また、役場の方もいちいち現金を配るわけでもなし、口座振込をするわけでもなしということで、スピード感を持ったいい事業であるし、ポイントが高森町内でしか使えないということでもありますので、なお経済振興にも役に立ってくると思います。そういう中において、今回1億2,000万、物価高対策で仮定ではございますけれども、人口6,000人に対してということで組んでございますが、こういう事業についてはいいんですけれども、国がやる事業、国が物価高対策でやられる場合については、往々にして住民税非課税世帯とかというような、そういうふうなことが制限が付きます。私たちのところではそういう制限は付けずにやっていただきたいと思いますが、その点について、制限を付けるような形が今後出てくるのかどうかということを町長のほうにお聞かせをいただきたいと思います。

それと、税務課長でありました眞原友紀さんにお伺いをいたします。住民税非課税世帯と課税世帯の境がどういうところにあるのかということ。例を挙げて言いますと、同じ家の中に働き盛りの人たちの世帯と老人世帯と分離されてる世帯がございいます。そういう世帯については、老人世帯は当然非課税だと思うんです。ところが、その中におる若い人たちについては、住民税は恐らく課税になっておるということだと思うんです。ですから、純粹に高齢者世帯で住民税非課税世帯と言われたときに、同じ家の中で分離されてる世帯があった場合について、そのお年寄りまでも非課税世帯というふうに解釈していけば、今回のエアコン設置費用の補助事業もその家庭には該当するわけで、御飯は一緒に食べても世帯同士、申告だけは別ということも考えられるわけですが、そういうところで非課税世帯と課税の境と、そういう世帯があるのかどうかということを、今まで税務課長をされておられた眞原友紀さんでないと恐らく分かりませんので、その点について御説明かたをよろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）じゃあ、順番に行きたいと思います。教育委員会事務局長、住吉勝徳君。

○教育委員会事務局長（住吉勝徳君）こんにちは。

基本的に現地での参加が必須研修になっております。指定箇所の高森町教育委員会、指定校の高森中学校、中央小が東京に年に3回、必須研修となっております。そのほかに4月にキックオフ会議、7月末に夏季学習会、4月には成果報告会が東京であっております。ただし、一部オンラインの研修も必須参加が多数ありますので、全部が全部参加というわけじゃなくて、一部オンライン研修もあります。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）国の政策のよくある非課税世帯というところ、高森町としては、今後、今回のポイント事業も含めてどういうお考えかというところですが、当然、そのときそのときで判断をしていかなければいけないというふうに思います。非課税世帯は、そもそもが課税されてる世帯は1人もいないところが非課税世帯ですので、やはり非課税世帯に対してはしっかりフォローアップも当町もしていきたい。ただし、今回のたかもりポイントカードに関しては、そういう弱者的立場の方を助ける、フォローアップするポイント但也有ありますが、同時に町内に経済循環をする仕組みも入っておりますので、私としては財源がある限り、経済循環という観点で物を見たときの施策に関しては課税、非課税なしの判断を執行部はするのではないかなというふうに思っております。何はともあれ、財源がなければできないというところです。しっかりそこを判断しながらやっていきたいというふうに思ってます。

それと、今まで議員が一番長く議員されてますので御存じですけど、平成23年以降、私が就任させていただいて16年間、町民の方にお世話になりました。その間、議会のほうから、今、佐伯議員がおっしゃったようなお言葉、やっぱり将来は非課税世帯と課税世帯、もしくは、何らか補助が出るところと出ないとこの区別のところを、町長、どうにかやっぱり町はそこを乗り越えられていくようなことを今後考えていかなければいけないと思うし、自分たちもそう思ってるというお言葉を先輩議員からも聞いております。それが唯一実現できるのが弱者的対策にも使うTPC、そして、経済循環対策でも使える町だけの中をぐるぐるお金が回るTPC、これによって今まで議会のほうからもアドバイスいただいたことも、全てじゃありませんけど実現できるのではないかなと。つまり、最終的には課長さんたちがしっかりそこを判断して、その場に合うような、マッチングできるような経済施策を打ち出していく。それと同時に、私がやらなければいけないのは、しっかり財源を確保していくということですので、国と施策の方向性とは一線を画すものがTPC、

たかもりポイントカードにはあるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君）生活環境課長、眞原友紀君。

○生活環境課長（眞原友紀君） 10番議員の御指名でございますので、お答えさせていただきます。

住民税非課税につきましては、基本的に合計所得金額が38万円以上の方になってまいります。例えば、年金収入でいきますと180万1円を超えた方に均等割が課されてまいります。年金の場合は148万から110万円を引いた金額が38万円の所得になりますので、それを超えられた方が住民税が課税されると。ただし、これにつきましては、扶養人数が増えることによりまして、非課税限度額というのが上がってまいりますので、そこにつきましては、扶養人数につき1人増えることについて28万円ずつ加算されていきますので、そこによっても課税は変わってまいりますし、例えば、障害者手帳とかをお持ちの方とかがいらっしゃれば、障害者控除とかいろんな控除とかがございまして、一概に一人一人状態によってまた変わってはきます。

それから、先ほど言われました同じ世帯に住まわれてましても、世帯を分けること自体はあり得る話だと思います。例えば、介護保険料の利用とかで世帯を分離される方とかもいらっしゃいますので、そういった世帯は考えられるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋津世志君） 10番、佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君） 10番、佐伯でございます。

一番、町長の考えも一緒だと思うんですが、非常に困った方たち、生活に困窮されてる方たちをどう抽出するかとしたときに、やっぱり、ある一定額の所得がない人たち、住民税の非課税世帯の方たちと課税世帯を分けるやり方というのが、一番自然で分かりやすい施策であるということは分かります。ただ、その中で、今、最後のほうに眞原課長が言われたとおり、介護保険とかの関係で、同じ家の中で生活してても、高齢者の方と自分たちとを分離されて申告される方たちがいらっしゃるということです。ですから、今回の非課税世帯、ここに対象世帯で書いてありますけれども、やっぱり非課税世帯であったり、高齢者のみで生活をされている方たちであったり、障害者である方、未就学児の子供を持っておる世帯というふうにいる小まめに書いてありますけれども、逆にこういうふうな小まめに分けることじゃなくして、やはり、今まで必要でなかった家庭にもエアコンが必要になってきたということを理解するならば、できれば、あまり中の審査の審査項目を増やすんじ

やなくして、審査項目を簡素化して町内の皆さん方の中で高齢者がいるところ、未就学児がいるところ、寝室等にエアコンが入ってないところ、そういうところに関してはエアコンの設置費用を補助しますよということで、できれば住民税非課税世帯は満額10万円ですと、そして、それ以降、段階的に変えていって、課税世帯の方も5万円で補助金を出しますよとかというようにやっていただければ、より多くの皆さんたちが暑さ対策としてエアコンを設置していただけるんじゃないかなと思っております。やはり、以前は、私たちが30代、40代ぐらいのときは、1年間でエアコンを使うということは1日か2日、長くても1週間ぐらいだったんです。ところが、もう今は下手すると7月になったら10月ぐらいまで、やはり昼間はエアコンつけなくてはならない。下手すると夜もつけておかなくてはならない、寝るときもつけておかなくてはならないというぐらいまで、この高冷地であっても暑くなってきております。特に高齢者の皆さんたちは熱中症、自覚が薄いと聞いております。そういう中において、やはり寝室等に今から先は付けていく必要もあるということであるならば、やはり住民税非課税世帯に限定するのでもなく、高齢者世帯だけに限定するのでもなく、やはり一つ高森町の事業として全世帯エアコン設置事業ぐらいの気持ちで今後はやっていただきたいなという気持ちがございます。そういうふうな目的があると、町長のトップセールスも力が入ると思うんです。エアコンを町内全部追加で付けていかなければならないから、ふるさと納税もうちょっと頑張ろうとかか、ここでいいとかというふうに判断せず、もう少しもう少し頑張ろうということにもなってくると思うんですけれども、そういうことで、私どもは住民税は課税世帯でありますから、エアコンも付いております。課税世帯であっても付いてないところあるんですけれども、私は暑さに弱いから付けておるわけで、そういうことでありますので、町長のほうの今後の意気込みとして、今回はこういう事業、当初予算で非常に皆さんの反応がよかったので予算が足りなくなったから、今回、また追加でこういう事業を考えたということであります。できれば、また9月頃にでもそういうことができはしないかなと思うんですけれども、町長のお考えを、今、眞原課長が言われた住民税非課税世帯、課税世帯の境の話、同じ家の中で課税家族、非課税家族がいるということを理解した中で、新たな手段というのも考えていただけるんじゃないかなと思いますけれども、町長の御答弁をいただきたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）町長、草村大成君。

○町長（草村大成君）議員さんのほうからとても町民の皆さんにとっては温かいバックアップの御提案かなと思っております。行政の職員、役所といたしましては、まずは熱中症弱者に対してしっかり手当てをする。そして、弱者対策としても、当然、

非課税世帯、当然、非課税世帯というのは、世帯分離すればそこはできる可能性もありますが、世帯分離もメリット、デメリットもありますし、非常に手続きも煩雑、難しいということもございます。ただ、そこを全部横に置いて、佐伯議員がおっしゃる今後の方向性として、そういう全世帯にしっかり使っていただくと、ないところにはきちんと町がバックアップしますよという方向性は持っていきたいなと思います。そのためには財源の確保等、もう一つは、やはり町内の業者さんもしっかり材料も人員も確保してもらわなければ、なかなか難しいところもありますので、前向きに検討をさせていただきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はございませんか。ちょっと6番のほうが早かったので、じゃあ、6番、後藤巖議員、どうぞ。

○6番（後藤 巖君）すみません、質問が被りましたが、私のほうが若干早かったということで、先に質問させていただきます。

概要書のシートナンバーの9です。ふるさと応援地下水保全農業施設整備事業として上がっております。これにつきまして、確かに地下浸透を防ぎ、臭気対策を行うと、これは立派なことだと思いますし、ぜひともしなければいけないことだと、これは分かります。ただ、ここの整備事業は、堆肥を置くところの事業であるというところが1点、もう1点は、その作られた堆肥が、結局、田畑に行き、すき込まれ使われていくという流れがあると思います。そこで臭気対策というのを、地下浸透は分かります。もう見てのとおり、雨が降れば下に行くということで分かるんですけども、臭気という部分については、これまで、今、農林政策課長をされてますが、健康とか生活とかいろいろ歴任された課長に、住民から例えばどのような話があったかというところの対策も兼ねたというところがあるのかというところを、まず質問します。

○議長（牛嶋津世志君）農林政策課長、津留大輔君。

○農林政策課長（津留大輔君）臭気対策、農家の使用する堆肥は、臭いを発することがございます。ひと昔前ですと田舎の香水というようなことで、住民の方にも我慢してもらおうというようなやり方もあったんですが、やっぱり、今の時代になりますと、そういったことも言えず、行政としても何かしらの対応をする必要があるというふうに思っております。

堆肥なんですけど、畜産農家が排出する堆肥につきましては、法律によって堆肥舎の設置というのが義務づけられていますので、その法によっての対策が取られています。今回、補正に上げている部分というのが、畜産農家以外の農家が露地野菜であったり、ハウス園芸栽培であったり、そういった部分に使用する堆肥を一時的に

仮置きをするという場合に対して、今まで特に何も臭気対策を縛るような法律というものがありませんでしたので、役所としてもお願いベースですね、臭いが発することによって住民の方から苦情が届いたりしてますというようなことを伝えて、それに対する対策をお願いするというようなお願い程度のことしかできなかったという実状があります。今回の提案した事業では、地下水の保全という意味もあり、コンクリート張りをする。その上に堆肥を一時的に置いて、そのままに放置しておく、やはり雨などが降ると臭気が発生してしまいますので、その上にカバーをしてもらうということを義務づけます。そのことによって、この事業を使った方は行政として義務をつけたという条件を付けますので、指導ができることになります。この事業が進んでいけば、この事業を使った方々はそういった対策をしてくれるものというふうに思っております。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）6番、後藤巖君。

○6番（後藤 巖君）答弁ありがとうございました。

作るところ、置く場所、そして、最終的にすき込むという作業、そこに関してこれから、ここがまず第一歩だと私は思ってます。確かに、家畜排せつ物法ですか、家畜農家に対してはそういう法律もあるとは分かってます。ただ、今まで高森町というのも、やはりそういう畜産農家の方と共に生活がなされたりとか、いろいろ流れがありますから、それを一概にどうこうというわけじゃなくて、ただ、やはり野積みにするとか、例えば、畑に持って行って10日ほどずっと置きっぱなしにするとか、そういうところというのはやはり改善はする必要があると思いますので、これをきっかけにそういうクレームとか例えばあった場合に対処していくというような進め方をしていただけたらと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）4番、佐藤武文君。

○4番（佐藤武文君）4番、佐藤です。

今回の補正で国庫支出金の土木費国庫補助金、当初は2億8,500万余り組んでありましたけども、今回、2億500万余り減額されております。内容を見ますと、天神・月廻線については、全額交付金がカットされている。道路局所管補助金については、1億9,000万余りが1億4,600万余り減額されている。当初の計上の根拠というのはどういうものだったのかなという感覚があります。特に天神・月廻線については、今年3月、用地取得等が進まなかったために工事請負費が1億1,000万減額されて、令和8年度当初予算では1億2,000万計上されて、町長も特にコメントをいただいて、責任を持って改良しますというような内容

の答弁であったので安心をしておりましたけれども、今回、令和８年度で１億１，０００万ぐらい計上してあった工事請負費が半分に減ると、今後どのようなようになっていくのかと、やっぱり心配をしているところです。そのあたりについて御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）建設課長、土井谷顕君。

○建設課長（土井谷 顕君）まず、歳入の補正についてですが、当初予算の計上については、歳出ベースを基本にそれぞれの国庫補助金の補助率を掛けて計上しております。しかし、今年の４月に、熊本県より社交金の内示がございまして、内示率がものすごく低かった内示でございました。その結果を基に、内示率が低かったことに伴い、天神・月廻線の予算を減額しております。道路改良事業は、今年度６路線ございますが、唯一、国庫補助金を活用しない天神・月廻線を、今回、減額補正しております。国庫補助金を活用する路線については、秋に国庫補助金の追加補正の予算を申請する予定でございますので、歳出予算はそのまま触らずにしております。天神・月廻線の予算を５，５００万円ほど減額しておりますが、事業を今年度やめることではございません。続けて今年度も事業を進めてまいりたいと考えております。天神・月廻線の財源は過疎債を活用予定でございます。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）４番、佐藤武文君。

○４番（佐藤武文君）４番、佐藤です。

天神・月廻線の改良については、昨年１２月の子ども議会でも提案がされたとおりでありまして、やはり、早急な改良が必要だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、今回、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の中で、扶助費の敬老祝い金が全額減額してあります。多分、これはポイントで支給するということで、電算費から支出するということだと思いますが、敬老祝い金の目的というのは、やはり祝い金なんです。扶助費なんですよ。何か少し形が変わってきてるんじゃないか。その目的が、目的を金を払えばいい、ポイントで払えばいいで済むんでしょうか。同じ内容でいくとすれば、農業水産業費の中の農業振興費に賄材料費があります。賄材料費は、概要書の６番では、高森町農畜産物ＰＲ事業なんです。ＰＲ事業なのに賄材料費、何かちょっと違うんじゃないかなと私は思ってます。特に、敬老祝い金については、３月の委員会終了後、産業厚生委員長が現金で支給することを希望する人の対応も考えてほしいという意見を述べられたと思うんですが、ここで扶助費を全額落とすということは、もう現金では支給しないという回答と考えてよろしいのか。そのあたりを答えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）住民福祉課長、芹口孝直君。

○住民福祉課長兼ＴＰＣ事務局長（芹口孝直君）敬老祝い金の全額の減額につきまして、もう佐藤議員がおっしゃられたとおり、３月の条例改正でポイント給付にするというような改正があったからに伴うものになっております。

また、３月の議会で、その後、この祝い金について現金給付がよいのかポイントがよいのかということを対象者の方に確認をしていただきたいというような意見もありました。実は、これは産業厚生常任委員会ですね、今回ので報告をするつもりでしたが、今、佐藤議員のほうから御質問がありましたので、先にちょっと報告させていただければと思います。老人クラブの代表者の方々に、今回、給付がポイントに変わるということに対して何か意見がございますかと、もしくは現金給付のほうがよいのかということをお質問しましたところ、ポイントで構わないというような御意見のほうはいただきましたので、今回、こういう祝い金のほうを条例に合わせて減額をさせていただいております。

以上となります。

○議長（牛嶋津世志君）農林政策課長、津留大輔君、もう自席からお願いします。

○農林政策課長（津留大輔君）今回、ロアッソ熊本の寮に高森出身の選手が１名入寮したことに伴いまして、毎度行っておりますロアッソ寮への高森町特産野菜等、農畜産物のＰＲのための材料提供の事業になります。材料費ということで、寮で作る食事の材料になるという考えのもとで賄材料費で今回予算を計上したところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はございませんか。８番、後藤三治君。

○８番（後藤三治君）８番、後藤です。

予算書の１６ページ、電算費になりますが、その中の委託料、今回１，５００万減額になっております。その内容を見ますと、地方公共団体情報システム標準化・共通化事業委託料、これはもう事業が終わって、不用額として７９３万出たのかを一つお聞きしたいのと、もう一つは、その下、たかもりポイントカードシステム追加端末機導入委託料、これはこの３月に予算化して令和８年度事業ということで上げられていたのが、３か月ぐらいでこれだけの減額になるのはどういうことかなと思いましたが、特に今言いましたたかもりポイントカードの追加端末は、今後も予想されますので残していただいて、フルに活用していただいて、町の事業者にも大いに参加していただいたほうがいいんじゃないかなと思ひまして質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（牛嶋津世志君）政策推進課長、村上純一君。

○政策推進課長（村上純一君）まず、電算費で委託料で減額しております地方公共団体情報システム標準化・共通化事業委託料、マイナス７９３万１，０００円についてです。こちら、今、全国で行政システムが共通仕様に伴う作業が進められております。この件が令和７年１２月の完了を予定しておりましたが、全国的に令和９年１０月の移行に遅延しております。それに伴いまして、今年度分の費用が不用になりましたので、今回減額しております。

次に、たかもりポイントカードシステム追加端末導入委託料、減額の８６６万３，０００円につきましては、同項同節の１７備品購入費のほうにたかもりポイントカード事業加盟店用端末ということで切り替えております。当初、このたかもりポイントカードシステムのほうに委託しておりますところに使用料という形で、委託料の中に組み込んでおりましたが、手数料だったり委託料がかかってくるので、備品で購入して町のほうで管理するといったほうに切り替えたものでございます。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）８番、後藤三治君。

○８番（後藤三治君）８番、後藤です。

私もちょっと見落としておりました。備品購入のほうに変えられたということで、了解しました。ただ、その上の地方公共団体のシステムの件については、ちょっと私耳が遠かったのか聞こえませんでしたので、もう一度教えていただきたいと思います。

○議長（牛嶋津世志君）政策推進課長、村上純一君、自席から、ちょっとゆっくりしゃべってください。

○政策推進課長（村上純一君）自席から失礼いたします。説明が分かりづらく申し訳ございませんでした。

現在、高森町が使用してます行政システム、これはどこの地方団体もいろんな会社ベンダー等を委託して実施しているんですけど、今、全国で共通仕様にする作業が進んでおります。その作業の完了が令和７年１２月、昨年度の１２月の完了を予定していましたが、全国的に遅延しておりまして、完全移行が令和９年１０月に延びております。ですので、当町、これまで令和７年１２月で動いておりましたが、そのシステム改修等の費用が翌年度以降にずれ込みますので、今回減額してるということです。

以上です。

○議長（牛嶋津世志君）ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第1項の規定により、各常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は各常任委員会に付託されました。

—————○—————

日程第19 議案第44号 令和8年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程19、議案第44号、令和8年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、今村親助君。

○健康推進課長（今村親助君）議案第44号で提案いたしました、令和8年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は既定の予算に26万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億2,878万1,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入予算について御説明申し上げます。第6款県支出金、1項1目保険給付費等交付金を26万9,000円増額しております。歳出予算においても計上しておりますが、月報及び国民健康保険実態調査の様式変更対応に伴うものとなっております。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

7ページをお開きください。第1款総務費、1項1目一般管理費を41万9,000円増額しております。2節から4節については、6月の人事異動に伴う人件費等の増減を行っております。12節の委託料については、歳入予算にて説明いたしました様式変更対応に伴う増額となっております。

第9款諸支出金、1項6目その他償還金においては、45万4,000円増額しております。これは令和7年度子ども・子育て支援事業費補助金精算のための増額となっております。

最後に、第10款予備費で収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしました。が、御審議いただき御承認賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第1項の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが、御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

—————○—————

日程第20 議案第45号 令和8年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（牛嶋津世志君）日程第20、議案第45号、令和8年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長、今村親助君。

○健康推進課長（今村親助君）議案第45号で提案いたしました、令和8年度高森町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算に460万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億1,614万6,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入予算について御説明申し上げます。第6款繰入金、1項4目その他一般会計繰入金を460万9,000円増額しております。歳出で計上しております人件費等に充当するために一般財源から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

7ページをお開きください。第1款総務費、1項1目一般管理費を460万9,000円増額しております。2から4節については、6月の人事異動などに伴う人件費等の増額を行っております。12節の委託料については、システム改修による増額となっております。

最後に、第8款予備費で収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしました。が、御審議いただき御承認賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（牛嶋津世志君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（牛嶋津世志君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第1項の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第21 休会の件について

○議長（牛嶋津世志君）日程第21、休会の件についてを議題といたします。

お諮りします。6月15日から6月18日までの4日間は休会にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋津世志君）異議なしと認めます。

したがって、6月15日から6月18日までの4日間は休会とすることに決定いたしました。なお、各委員会が開かれますので、よろしくお願いをいたします。

-----○-----

○議長（牛嶋津世志君）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後1時49分